

令和2年2月

お客様各位

ハナ信用組合

預金規定等の改定および電子化のお知らせ

平素は当組合をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当組合では、下記の通り令和2年4月1日より預金規定等を改定いたします。

また、本改定にあわせて、環境に配慮した取組み等に対する推進の一環として、預金関連規定の電子化を行いホームページに掲載いたします。

この対応により、常に最新の規定をご確認いただけるようになるため、当組合窓口での預金関連規定の配布を終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 主な改定内容

1) 令和2年4月1日の民法改正を見据えた改定

- ①成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの条項の一部追加
- ②定期預金の期日前解約の取扱いについての条項の一部追加
- ③各規定変更時の周知方法等について条項の新設

2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)の施行による条項の新設

- ・休眠預金等活用法に係る異動事由
- ・休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ・休眠預金等代替金に関する取扱い

3) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

- ・取引の制限等の条項の新設
- ・「解約等」条項の一部追加

2. 改定日 令和2年4月1日(水)

3. 改定及び電子化する預金規定等

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

- ・普通預金規定 ・無利息型普通預金規定 ・総合口座取引規定 ・貯蓄預金規定 ・通知預金規定
- ・納税準備預金規定 ・変動金利定期預金規定/自動継続変動金利定期預金規定
- ・自由金利型定期預金<M型>規定/自動継続自由金利型定期預金<M型>規定
- ・自由金利型定期預金規定/自動継続自由金利型定期預金規定
- ・期日指定定期預金規定/自動継続期日指定定期預金規定 ・積立定期預金規定(単利型/複利型)
- ・定期積金規定 ・当座勘定規定(一般当座用/専用約束手形口用) ・後見制度支援預金
- ・インターネット・モバイルバンキング利用規定
- ・法人向けネットバンキング利用規定(ハナビビジネスダイレクトサービス)
- ・キャッシュカード取引規定 ・カードローン・カード取引規定 ・ICキャッシュカード特約

【参考】普通預金規定例

改定後 普通預金規定 無利息型普通預金規定	改定前 普通預金規定 無利息型普通預金規定
<p>1. (取扱店の範囲)～7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p>8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。</u> (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。 (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>9. (印鑑照合等)～12. (反社会的勢力との取引拒絶) (省略)</p> <p>13. (取引の制限等) (1) <u>当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u> <u>預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u> (4) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u> (5) <u>前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合 ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供</p>	<p>1. (取扱店の範囲)～7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p>8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (追記) (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。</u> (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。 (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>9. (印鑑照合等)～12. (反社会的勢力との取引拒絶) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合</p>

改定後	改定前
<p>与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>(追記)</p>
<p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>
<p>15. (通知等)</p>	<p>14. (通知等)</p>
<p>届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>
<p>16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
<p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>	<p>(新設)</p>
<p>当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下『休眠預金等活用法』という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p>	
<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p>	
<p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p>	
<p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限り。）</p>	
<p>ア. 公告の対象となる預金であるかの該当性 イ. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る</p>	
<p>住所地</p>	
<p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。</p>	
<p>⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと。 ア. ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。） イ. 残高証明書発行依頼</p>	
<p>⑥ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。（ただし、当組合が把握できるものに限り。）</p>	
<p>⑦ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	
<p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p>	
<p>① 第17条に掲げる異動が最後にあった日</p>	
<p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p>	
<p>③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限り。（ただし、平成31年3月10日以降に發した通知に限り。）</p>	
<p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p>	
<p>(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日</p>	

改定後	改定前
<p>とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p> <p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき、この預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについてあらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます）が生じたこと</p> <p>② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）</p> <p>③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）が行われたこと</p> <p>④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</p> <p>③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>20. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>